

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 五〇
- 青少年に有害な図書類として指定する件 五〇
- 道路の区域を変更する件三件 五〇
- 道路の供用を開始する件三件 五三

公 告

- 一般競争入札を行う件 五三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五五
- 随意契約の相手方を決定した件二件 五六
- 福島県選挙管理委員会 五七
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 五七

正 誤

- 平成二十六年五月三十日付け号外第二十六号中 五七
- 平成二十八年十二月一日付け号外第七十号中 五七

告 示

福島県告示第七百五十六号
 福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
 平成二十八年十二月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一三六	テオの「ありがとう」ノート	著 クロディエヌ・ル・グイックルブリエト 訳 坂田雪子 発行所 株式会社PH P研究所	推奨対象 小学生（中学年及び高学年）及び中学生
一三七	大きなたまご	作 オリバー・バター ワース 訳 松岡享子 発行所 株式会社岩波書店	推奨対象 小学生（中学年及び高学年）
一三八	タンチョウのきずな	写真・文 久保敬親 発行所 株式会社小学館	推奨対象 小学生（低学年、中学年及び高学年）

（こども・青少年政策課）

福島県告示第七百五十七号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
 平成二十八年十二月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五九七	雑誌	ラジオライフ 12月号 (09155-12)	株式会社ニオブックス	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九八	雑誌	実話ナックルズ 12月号 (04877-12)	ミリオンの出版株式会社	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

（こども・青少年政策課）

福島県告示第七百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道新地 停車場釣 師線	相馬郡新地町大字谷地 小屋字榊形一二番一 地先から 同 郡同 町大字谷地 小屋字釣師八番一 地先まで 相馬郡新地町大字谷地 小屋字中島九三番地 先から 同 郡同 町大字谷地 小屋字釣師八番一 地先まで	変更前 A 五・六 一九・二	B 一二・〇 八八・〇	一、三三七・四 一、二〇八・〇
	相馬郡新地町大字谷地 小屋字中島九三番地 先から	変更後 A 五・六 一九・二	A 五・六 一九・二	七二〇・二
	同 郡同 町大字谷地 小屋字釣師八番一 地先から 同 郡同 町大字谷地 小屋字釣師八番一 地先まで		B 一二・〇 八八・〇	一、二〇八・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤柴 中島線	相馬郡新地町大字谷地 小屋字萩崎一二〇番 地先から 同 郡同 町大字小川 字八幡町四二番地 先まで	変更前 A 四・〇 二二・七	一、三二六・一	一、二六八・〇
	相馬郡新地町大字谷地 小屋字萩崎一二〇番 地先から	変更後 A 四・〇 二二・七	A 四・〇 二二・七	一五五・八
	同 郡同 町大字谷地 小屋字萩崎一一七番 二地先まで		B 一二・一 二七・六	一、二〇八・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道金山 新地停車場 線	相馬郡新地町大字埸木 崎字台前四三二番一 地先から	変更前 A 四・〇 二二・七	一、三二六・一	一、二六八・〇
	相馬郡新地町大字埸木 崎字台前四三二番一 地先から	変更後 A 四・〇 二二・七	A 四・〇 二二・七	一五五・八

同 郡同 町大字谷地 小屋字榊形一二番一 地先まで	変更後	B 一四・〇〇 五六・二二	一、四八五・八
相馬郡新地町大字埜木 崎字熊野一番一地先か ら			
同 郡同 町大字谷地 小屋字榊形一二二番地 先まで			
相馬郡新地町大字埜木 崎字台前四三一一番一 地先から	A 九・〇〇 二三・七七		八一九・五
同 郡同 町大字埜木 崎字台前三二九番地先 まで			
相馬郡新地町大字埜木 崎字熊野一番一地先か ら	B 一四・〇〇 五三・〇〇		一、四八五・八
同 郡同 町大字谷地 小屋字榊形一二二番地 先まで			

(道路計画課)

福島県告示第七百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道新地停車場釣師線	相馬郡新地町大字谷地小屋字榊形一二二番地先から 同 郡同 町大字谷地小屋字八幡 前四三番二地先まで	平成二八年十二月一日

福島県告示第七百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道赤柴中島線	相馬郡新地町大字谷地小屋字萩崎一二〇番地先から 同 郡同 町大字谷地小屋字萩崎一二七番二地先まで	平成二八年十二月一日

(道路計画課)

福島県告示第七百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道金山新地停車場線	相馬郡新地町大字谷地小屋字中田三五番地先から 同 郡同 町大字谷地小屋字榊形一二二番地先まで	平成二八年十二月一日

(道路計画課)

公 告

公告第304号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報システム強靱性向上業務（端末セキュリティ対策業務）の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年12月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県情報システム強靱性向上業務（端末セキュリティ対策業務）一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県データセンタほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるI S M S（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年12月26日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課
電話024-521-7135

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成28年12月9日（金）から同月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成28年12月16日（金）午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成29年1月18日（水）午前10時
- (2) 場所 福島県自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年1月17日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required : Reinforcements of Fukushima prefecture Information system (for the security of personal devices) 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m.,18 January, 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m.,17 January, 2017
- (4) Contact point for the notice : Information Policy Division, Information and Statistics Office, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Naka-machi, Fukushima-shi, Fukushima 960-8043 Japan TEL024-521-7135

(情報政策課)

公告第三百五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十八年十二月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十一月二十八日

二 名称

特定非営利活動法人矢祭未来想成社

三 代表者の氏名

高信 甚一郎

四 主たる事務所の所在地

福島県東白川郡矢祭町大字小田川字春田十六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、矢祭町において、創業、社会イノベーション、創造的改革的熱意をもつた人材発掘・育成と、矢祭町が直面する難題へのソリューションやビジネス企画等の実践を同時に進行する事業を行い、矢祭創生に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

平成二十八年十二月九日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

安積疏水土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 本田 陸夫

同 渡邊 武夫

同 橋本 壽一

同 堀田 進

同 七海 勝也

同 佐藤 春男

同 岡部 新次

同 古川 常雄

同 廣田 耕一

同 渡邊 雄一

住所

郡山市喜久田町前田沢一丁目一四番地

須賀川市北横田字新田一三四番地

郡山市三穂田町山口字山田一七五番地

同 市片平町字西久保四八番地

同 市安積町成田字東丸山五七番地

須賀川市越又字谷知畑一三〇番地

同 市仁井田字館内八五番地

郡山市三穂田町富岡字一本杉五番地

同 市日和田町字南原二番地の一一一

本宮市仁井田字上野台一一番地

同 橋本 幸一

同 阿部 伊一

同 伊東 喜一

同 河治 勝一

同 佐藤 憲保

同 根本 匠

同 吉田 栄一

同 馬場 亨守

同 安藤 喜勝

就任した役員

役別 氏名

理事 本田 陸夫

同 古川 常雄

同 國分 周司

同 橋本 壽一

同 渡邊 武夫

同 渡邊 雄一

同 七海 勝也

同 橋本 幸一

同 廣田 耕一

同 伊東 喜一

同 河治 勝一

同 馬場 亨守

同 岡部 秀勝

同 横田 泰和

同 根本 匠

同 品川 萬里

同 吉田 栄一

同 藤澤 功夫

同 佐久間 俊一

郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地

同 市大槻町字太田東一四四番地の二

同 市片平町字南中町三五番地

同 市片平町字庚垣原一四番地

同 市喜久田町字菖蒲池二二番地の四六六

同 市咲田二丁目二〇番二号

同 須賀川市西川字池ノ上一八番地一八

本宮市本宮字大森二番地の一〇

郡山市三穂田町山口字芦ノ口二九番地

住所

郡山市喜久田町前田沢一丁目一四番地

同 市三穂田町富岡字一本杉五番地

同 市谷地本町七一番地

同 市三穂田町山口字山田一七五番地

須賀川市北横田字新田一三四番地

本宮市仁井田字上野台一一番地

郡山市安積町成田字東丸山五七番地

同 市逢瀬町多田野字河田堀四一番地

同 市日和田町字南原二番地の一一一

同 市片平町字南中町三五番地

同 市片平町字庚垣原一四番地

本宮市本宮字大森二番地の一〇

須賀川市仁井田字東町一八七番地

同 市新町五番地二

郡山市咲田二丁目二〇番二号

同 市富久山町久保田字水神山八五番地の四

須賀川市西川字池ノ上一八番地一八

郡山市熱海町玉川字屋敷四八番地

同 市喜久田町前田沢字上原一七番地

(農村計画課)

公告第307号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年12月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
きのこ原木非破壊検査機器 3式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年10月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日立造船株式会社 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
- 5 随意契約に係る契約金額
106,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)

公告第308号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年12月9日

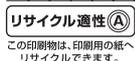
福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
きのこ原木洗浄装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年11月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
マコー株式会社 新潟県長岡市石動町字金輪525番地
- 5 随意契約に係る契約金額
37,709,820円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)

一八
九九六・〇七

九六六・〇七



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一印刷